

# 東日本大震災復興特別区域法改正案 概要

## 復興整備事業の用に供する土地の収用・使用に係る特別の措置の創設

### 東日本大震災の被災地における課題

東日本大震災の被災地では、相続登記未了、所有者不明等の事業用地が多数存在  
＝復旧・復興事業の円滑かつ迅速な実施の妨げ

このような土地につき、早期の権利取得を可能とするとともに、適正に私有財産との調整を図ることができる制度を創設する必要

境界不明

A(故人)名義  
相続人B, C, D...

### 復興整備事業の用に供する土地の収用・使用に係る特別の措置

#### 被災関連市町村等による復興整備計画の告示

被災関連市町村等による特別の措置の対象の復興整備計画への記載

↓  
被災関連市町村等による復興整備計画の告示

#### 特例事業者の用地委員会に対する裁決の申請

2週間縦覧

(異議申出がない場合に限り)

#### 用地委員会による権利取得裁決

用地委員会による権利取得裁決に係る審理

↓  
用地委員会による**権利取得裁決**  
(土地の**所有権**または**使用権**の取得、  
**各筆の土地の損失の補償**等の裁決)

↓  
特例事業者の用地委員会に対する補償金の納付・供託

#### 用地委員会による 手続中**使用裁決**

特例事業者の用地委員会に対する補償金の予納

↓**直ちに**  
用地委員会による**手続中**使用裁決****  
特例事業者に特例事業の用に供するために土地を使用させる旨の裁決  
＝**早期の工事着工が可能**

#### 用地委員会による補償裁決

用地委員会による補償裁決に係る審理

↓  
用地委員会による**補償裁決**  
(土地所有者等に対する**各人別の損失の補償**等の裁決)

↓  
用地委員会の土地所有者等に対する補償金の払渡し・供託

6か月経過時点で  
仮裁決